

ベーシック・インカム論と福祉社会の展望

～所得と労働の関係性をめぐって～

小沢修司*

ベーシック・インカムの持つ所得と労働を切り離す側面に焦点をあて、資本主義社会において所得保障と労働（賃労働）が結びついていることの意味をA.ゴルツの所論によりながら検討し、ベーシック・インカム保障が大幅な労働時間短縮とワークシェアリング、就労支援政策や自発的な社会貢献活動の活性化政策と結合することが重要であるが、就労を所得保障の条件とするようなワークフェア政策とは一線を画すべきであることを論じた。次いで、消費論からみた所得と労働の関係性も検討し、労働時間の短縮によってゆとりある生活を行うことが、加速化する消費主義の熱を冷まし「浪費と働きすぎの悪循環」（ショア）というもう一つの所得と労働の関係を人間化することにつながることを論じた。

はじめに

戦後「福祉国家」のアンチテーゼとしてのベーシック・インカム（以下、BIという）論が、ヨーロッパを中心に、人間福祉の実現を図る新しい租税＝社会保障政策として注目されているが、その理由は、第一に、人々を性別分業にもとづく核家族モデルへの束縛から解放し、第二に、資力調査に伴うスティグマや「失業と貧困の罨」から解放し、あわせて資力調査＝受給審査のための行政費用や時間を節約し、第三に、不安定度が強まる労働賃金への依存から人々の生活を解放し、そして第四に、労働の人間化やさまざま

な自主的市民活動の広範な発展にも寄与することになるという期待からであった¹⁾。日本においても、近年、徐々にではあれBI論への関心が高まってきている²⁾。

こうしたBI構想に対しては、自由主義者から社会主義者まで、さらにはフェミニストやエコロジストなど政治的思想的立場を超えた幅広い層から賛同の声が寄せられている状況³⁾や、「紆余曲折しながらもBIへの道を進んでいる」⁴⁾と評される欧米各国のワークフェア的な所得保障政策の展開に見られるように、その実現可能性は少なくはないと思われる。しかしながら、労働とは無関係に、しかも誰彼の区別もなく所得保障がなされることに関して、国民の勤労意欲の低下、遊んで暮らす人々の増加、ひいては国家が社会的排除を誘発するのではないかとの懸念⁵⁾がBI構

*おざわしゅうじ（京都府立大学福祉社会学部教授）

想には絶えず付きまとうことも確かであり、この懸念がBI実現に大きな壁となって立ち上がるものとなっている。

そこで、本稿では、所得と労働の関係を切り離す側面に焦点をあてながら、人間福祉の実現を図る新しい福祉社会構想をBI構想が切り開きうるものなのかどうかを検討することとしたい。BIが注目されている理由として最初に指摘した4点のうち、第三および第四について深めてみようということである。

その際、主に取り上げるのがA.ゴルツの所論となることについて一言述べておくと、周知のようにフランスの社会学者A.ゴルツは、「より少なく働き、よりよく生きる」をスローガンに掲げ、労働時間の大幅な短縮と労働者自身による労働時間の自主管理（時間政策）を通じて、「賃労働社会」を超える「時間解放社会」の実現を唱えるエコロジスト的マルクス主義者として名を馳せている人物であり、資本主義社会における所得保障と労働との結びつきならびにその解き放ちの持つ意味を検討するには最適の議論を展開してくれていると考えるからである。

1. 所得と労働の分かちがたい関係

まずは、BIという労働と切り離された所得保障の構想が登場することについてのゴルツの基本的認識についてである。ゴルツは、労働や労働量から独立して、あらゆる個人に所得を保障しようという考え方が生まれることは、高度情報・サービス化社会＝労働生産性の高度な発展の結果として、社会的必要労働がますます減少していくなかで、労働にもとづいて（各人が提供する労働量に応じて）

賃金＝所得水準を決め、こうした賃金でもって生活保障とするという考え方自体成り立たなくなってきた社会経済的状况を反映してのものであり当然の成り行きであると認識している。すなわち、社会的必要労働が少なくなっていくにも関わらず、働く人々の労働時間は均等に減少していくわけではなく、一方では長時間労働に従事する者と、他方では失業すなわち労働市場からはじき飛ばされる者との差別化、二極分化していく現実があり、しかも、就業構造が生産性の低い低賃金のサービス産業へますますシフトしていく中において、賃金（賃労働）で生活すること自体どだい無理な注文であるというのである⁶⁾。

こうして、ゴルツはBIという思想が、高度情報・サービス化社会＝労働生産性が高度に発展する社会において労働賃金に依存する生活がますます難しくなるにしたがって、社会経済的必然性を持って登場すると認識する。しかしながら、ゴルツはBI論を手放しで受け容れるのではなく、同じBIでも導入の仕方によっては保守の思想ともなり、あるいは左翼の思想ともなると、BI論に分水嶺を設定することを要求する。

BIが保守の思想となるというのはどういうことか。ゴルツは、1795年のスピーナムランド制を例に挙げて、最低所得保障によって地主は費用のかかる常雇いの労働者を抱えておく必要がなくなり、収穫期には日雇い労働者を用い、用がなくなればそれぞれの家、教区に返して地域（教区）の責任で最低限の物資で生活させればよいというように地主は「良心のとがめから解放された」という歴史的経験を思い起こすべきだという⁷⁾。もちろん、同じことは今日でも起こりうる。「BIは不規則な臨時雇用の増大を助け、安価な労働力を望み働く人々に何らの責任も感じようと

はしない雇い主を助成する手段となってしまうだろう」⁹⁾ というのである。こうした意味でBIが保守の思想たりうるからこそ、自由主義者らが負の所得税という形でBIを受容することができるのである⁹⁾。したがって、ゴルツによれば、失業者など生活に困窮した人々の生活を国家が所得保障するだけでは不十分なのである。ここに保守と左翼とを分かち分水嶺がある。それは何か。

ゴルツは、言う。「ここから左翼のオルタナティブが何に根ざすべきかを見分けることができる。このオルタナティブは、失業の増大を避けようのない与件として受け容れることはせず、失業と失業がもたらすさまざまな形のアウトロー化を耐えやすいものにするを目的にすることもない。それは、社会が十全の権利をもつフルタイム労働者と除け者とに分断されることに対する拒否に根ざしたものである。したがって、左翼の構想の中心となるのは、あらゆる労働から独立した所得の保障ではなく、所有権と労働権との間にある切り離すことのできない関係なのである。市民一人ひとりには、普通の生活水準を得る権利をもっていなければならない。だが、一人ひとりには、彼または彼女が消費するものの等価労働を社会に提供する可能性(権利と義務)ももっていなければならない。要するに、『自分の生活費を稼ぐ』権利、自分の生活に必要なものを経済的政策決定者の善意に頼らない権利なのである。所有権と労働権のこの分かちがたい一体性が、一人ひとりにとってその市民権の土台なのだ。』¹⁰⁾ と。

要は、個々人が社会から受け取るもの(所有権)と社会に与えるもの(労働権)との一体性が重要なのである。社会から生活費は与えられるが、社会はその個人に対し何も期待しないし求めないというのでは、その個人は

社会から除け者扱いされることを意味する。

だが、自分の生活費を自分で稼ぐという限りにおいては、資本主義社会の原理と何ら変わるものではなく、そこには左翼の思想云々の余地はないことになる。すべての人に所得保障を行いながら、所有権と労働権との分かちがたい一体性をどのように確保するのか。実はここからがゴルツの真骨頂が始まる。

ゴルツは、BI保障と大幅な「時短社会」の結合によってこの課題に答えようとするのである。すなわち、「15～20年間で段階的に現在の年間1600時間を1400時間に、次いで1200時間に、そして最終的には平均1000時間にと、フルタイム労働の基準をしだいに引き下げていき」¹¹⁾、しかも、そうした年間1000時間の基準単位を1年ではなく、3年、5年、あるいは労働適齢期全期間(20年から30年)へと拡張していけば¹²⁾、それぞれの人生設計に応じて、職業活動に専念したり、社会貢献活動に重点を置いたり、あるいは学習に、芸術創造活動にと、自由な生き方、第二、第三の人生が可能となるのであって、BIは労働時間短縮に伴って所得が減少することを補填する役割として、あるいは労働中断期間中の所得保障としてその機能を発揮することが期待されるのである。

フルタイム労働の基準を大幅に引き下げ、労働適齢期全体に拡張することによってこそ、先の引用にある「社会が十全の権利をもつフルタイム労働者と除け者とに分断されること」を拒否することができるのであって、こうした「二重社会」あるいは社会の分断状況の解消こそゴルツの目指すものであり、BI保障はそのための手段となるというのが彼の主張である。そのことはゴルツの次の言葉に鮮明に表されている。

「左翼の展望では、社会が排除する人びと

に十分な所得保障を行うことが最終目的となつてはならないし、また政治構想の出発点となるべきでもない。出発点は、経済的に必要な労働の量の減少でなければならず、また目的は貧困や非自発的失業の解消だけでなく、時間の不足や生産性競争、労働適齢期を通してフルタイムで働かされる強制の解消でもなければならぬ。過渡的に行う場合を除いて、問題は生産過程から排除されてしまった人びとに対する給付金を確保することではなく、その排除をもたらした状況を取り除くことなのである。」¹³⁾と。

2. 所得保障と社会的排除

なお、ここで示されている社会的排除 social exclusion と所得保障との関係を巡って、ゴルツはBIの積極的提唱者の一人であるB.ジョーダンとの間で興味深い論争を行っているので簡単に触れておこう。その論争は、ベルギーで1989年9月に開かれた「自由・平等・エコロジー；BIの倫理的基礎を巡って」と題する研究集会での報告をもとに編まれた書物¹⁴⁾の中で、ジョーダンが執筆した報告論文に対してゴルツがコメントするという形で展開されている。

ジョーダンは「BIと共同の善the Common Good」と題する報告において、所得が欠如するゆえに十全な社会生活への参加が疎外(排除)されている状態を、P.タウンゼントの「相対的剥奪」論やA.センの「潜在能力の貧困」論によりながら貧困として把握し、BIによって標準的な消費生活への参加と地域コミュニティへの参加を保障することの重要性を強調するのだが、それに対してゴルツは、「人々が所得の欠如(貧困によって)の

みによって社会から排除されるとか、貧しい人の所得を補足すればそれだけで『社会への完全な参加が保障される』ものとなるかという議論には賛成しかねる」¹⁵⁾といい、地域コミュニティのメンバーとしてボランティアなど社会貢献活動に従事するだけでは「社会へ完全に参加している」ことを十分に実感することはできないと主張する。

ここで注意すべきは、ゴルツの強調点が、所得保障や自発的に行われる活動の重要性を否定することにあるのではなく、それらの重要性を十分認識しつつも、資本主義社会においては、人間が社会から認められつつ尊厳をもって社会生活へ十全に参加するにはペイドワークすなわち有償雇用に就くことが不可欠な要素となるということを強調することにある。なぜならば、「人間には十分で安定した所得はどうしても必要であるが、同じように、人間は行動・努力し、他人に対して自分を試し他人から認められることも必要なのであって」、資本主義はこれら二つの必要性をペイドワークを通じて結合・融合させることによって、資本の権力とイデオロギー的支配力を確立しているからである¹⁶⁾。だからこそ、資本主義社会において今日、失業の破壊的な広がりや、人間を十全な社会生活から疎外し人間の尊厳を奪い人間の存在自体が認知されないという社会的排除の問題として深刻に受け止められることになる¹⁷⁾。

有償雇用に就くことによって始めて人間は社会的に認められた存在になるという資本主義社会の避けられない現実から出発すること、しかしながら、同時に、有償雇用=賃金依存社会からの脱出も目指そうというゴルツが、労働と所得の分かちがたい関係を強調しつつも、労働時間の大幅な短縮とセットでBI保障を実現しようとする理由はこの

こにあるのである。

3. 所得保障と労働時間の短縮

いうまでもなくBIの所得保障構想は、それのみでは人間福祉の実現を図る新しい福祉社会構想たりえないことは明らかである。所得保障とならぶ社会保障制度の支柱の一つである社会サービス、現物給付のあり方が独自に構想されなくてはならないことはいうまでもなからう。そのことはここではひとまず置くとしても、労働のあり方との関わりではゴルツのいうように、BI構想は次の3つの要素によって補足されなければならないと考える。

第一は、稼得所得の減少が社会所得 (BI) の増額によって埋め合わされながら、すべての人の労働時間が実質的に減少していくこと。

第二は、失業者や不安定雇用者が、効果的な教育-職業訓練政策によって新しい技術や技能を身につけることによって、労働時間の短縮によって生み出される仕事に、いつでも、もちろん何歳になってもアクセスできるようにすること。

第三は、支払われないコミュニティ労働や協同的労働を促進し、これらに社会的ならびに政治的認知を与える政策を進めること。

の3つである¹⁹⁾。

ただし、第二ならびに第三の要素、すなわち職業訓練-就労参加ならびに自発的な社会貢献活動活性化については、欧米各国でのワークフェア的な所得保障政策の具体的な進展があるなか、BIの支給要件として構想されることには疑問がある¹⁹⁾。

イギリスの経済学者で貧困研究の第一人

者、A.B.アトキンソンの参加所得は、ここでいう第二ならびに第三の要素を含む就労参加を条件としたBI構想であり、『労働の終焉 The End of Work』(邦訳名は『大失業時代』)の著者J.リフキンの地域コミュニティ活動に対する社会賃金 A Social Wage for Community Serviceによって第三部門 (NPOセクター) の発展を促そうという主張²⁰⁾もこうしたBI構想であるが、リフキンの議論に対してゴルツは、BI支給の要件にボランティア活動への参加を求めるとするのは本来自発的でなければならないボランティア活動を強制することを意味するのであり、ボランティア活動自体の発展を阻害するものであると厳しく批判している²¹⁾。ワークフェア的所得政策自体も、低賃金雇用の拡大に手を貸す結果ともなったり、家事労働への支払いの形を取れば現在家事を多く担っている女性を「家事領域に囲い込む」結果ともなりかねない。

したがって、BI構想が第二ならびに第三の要素によって補足されなければならないという場合には、BIの支給要件としてではなく、職業(再)訓練による就労参加支援ならびに自発的ボランティア活動の活性化支援については独自の施策として取り組まれる必要があると考える。

さて、BI保障と労働時間の大幅な短縮による「より少なく働きよりよく生きる」社会の実現は、夢のまた夢、現代のユートピアン²²⁾の夢物語であろうか? ゴルツ自身、「ユートピア」と自覚してもいるが、しかしながら成り行きを注視し関心を寄せている国がある。それはオランダである²²⁾。

オランダでは、1996年にフルタイム労働とパートタイム労働との間の差別を禁止する法律が施行されるなか、「パート革命」が進展

している²³⁾。パートタイム労働者比率は、全体で38%（男性17%、女性67.9%）にも達し、オランダに次ぐイギリスが25%、ドイツ、フランスが17%、日本が19%であるなか、主要国の中では最高水準を誇っている。オランダ政府は、夫婦共稼ぎで2人前の所得を確保するのではなく、1.5人前の所得の確保に留め、余った時間を家族のゆとりある生活のための時間にしよう推奨する。こうして進展するパート化によってワークシェアリングが実現し、失業率の改善が見られているという。あわせて、確保された自由時間を人生の幅を広げるために使う人々が増えているともいう。もちろん、オランダでもフルタイムに従事するものは依然として男性が多く、男女間の性別分業も依然として強固であるとはいえ、オランダにおける男女平等社会実現への期待も大きいものがある²⁴⁾。

こうしてオランダで進められつつある労働時間の短縮とゆとりある生活の創造に向けての壮大な実験の帰趨については、今後注意深く見守りつつ詳細な検討を行う必要があると考えるが、「所得と労働の関係性」からBI構想を検討しようとする本稿の課題にとって、オランダの試みが重要な意義を有していることについて節を改めて指摘することにした。

4. 消費から見たもう一つの「所得と労働の関係」

いうまでもなく、BIというのはベーシックニーズを充足するに足る所得である。では、ベーシックニーズなり、生活に必要な所得額というのはどのように決まるのか。それは社会的にみて標準的な消費生活の維持に必要な

金額ということになるであろう。であるならば、今日の社会で消費がどのように規定されるのかについての検討なしには、「所得と労働の関係性」の検討は不十分なものとなる。消費に規定されて生活に必要な所得額が決まり、その所得額を稼ぎ出すために労働量（時間）が決まる側面に着目すれば、消費論という角度からもBI論を検討しなければならないということである。とりわけ、歪んだ欲望を増長させ浪費を強要し、ひいては廃棄物の排出という形で地球環境に大いなる負荷をかけてきている現代資本主義の消費生活実態を見るにつけ、その思いは募らざるをえない。

そこで、「消費と人間発達」という問題意識から、今日の急速に進行する消費拡大に対し警鐘を鳴らしているUNDP（国連開発計画）の『人間発達報告書1998』を見てみることにしたい。

『人間発達報告書1998』は、1998年の全世界の消費支出は24兆ドル（政府・民間含む）に達し、1975年時点の2倍、1950年時点と比べると6倍になるなど世界的に見て急速な消費拡大が見られる一方で、消費シェアでは富裕層上位20%が全消費支出の86%を独占し、貧困層下位20%は1.3%を消費するにすぎないという著しい消費の不平等が拡大していることを指摘する。そうして進行する消費拡大とその不平等は、資源の浪費や廃棄物の排出などを通じて貧しい人々と国々に多くの代償を払うことを強要するだけではない。先進諸国においても、「競争的な支出と派手な消費」によって、一部の人々の豊かさが、多くの人々の社会的排除をもたらしている。つまり、高い消費水準を維持することに対する強い社会的要求があり、富の誇示のための競争的な支出を社会が促進している場合には、消費の不平等が貧困と社会的排除をさらに深刻なも

のにする」²⁵⁾ というのである。

報告書は、アメリカ人の消費願望を満たす所得水準が1986年には5万ドルであったものが1994年には10万ドルへと倍増しているという米国家庭の調査結果を紹介しながら²⁶⁾、「高まる消費水準に合わせようと各世帯が競って消費し、食糧や教育、保健医療に回す資金が削られる」²⁷⁾ ことになったり、家計債務とくに消費者ローンが増大する（可処分所得に占める負債の割合が1983年から1995年にかけてアメリカでは74%から101%へ、日本においても85%から113%へと上昇している）などによって、「こうした消費のパターンは、労働時間を増やす動機となり、家庭や友人、地域社会のために割く時間を少なくする」²⁸⁾ ことを警告している。

ここで『人間発達報告書1998』が依拠している消費論は、A.スミスの「見苦しくない生活」論²⁹⁾であったり、T.ヴェブレンの「みせびらかしの消費」論³⁰⁾であったり、J.ガルブレイスの「依存効果」や「公共サービスの貧困」論³¹⁾であったりするが、今日的な議論としてとりわけ重視しているのがJ.ショアの「浪費と働きすぎの悪循環」論³²⁾と「新しい消費主義」論³³⁾である。

ショアの「新しい消費主義」論とは、グローバリゼーションによる消費市場の世界的統合・標準化のもとで派手な競争的消費トレンドが形成されているというもので、ヴェブレンの「みせびらかしの消費」論を国内レベルから国際的レベルへと発展させたものといえる。アメリカ的生活様式のもとでの「カネのかかる生活」の維持が強要され、ますます高い水準に吊り上げられる標準的な消費生活に所得が追いつかないとき、人々はひたひたと迫りくる貧困と社会的排除の影におびえながら、消費者ローンの誘惑に駆られ、つまると

ころ所得を稼ぎ出すための長時間労働によって人間的な生活を喪失してしまうことになる。

では、こうした「浪費と働きすぎの悪循環」を断ち切り、「新しい消費主義」に抗して人間的な労働と生活を取り戻すには何が必要となるのであろうか？³⁴⁾

ショアは加速化する消費のエスカレータから降りる9原則を、新しい生活のスタイルを築き上げつつあるダウンシフター（減速生活者）に学ぼうと次のように提案する。すなわち、原則1、欲望をコントロールする、原則2、新しい消費のシンボルを作り出す－高級品をカッコ悪いものにする、原則3、自分自身をコントロールする－競争消費に対する自発的な抵抗、原則4、共同利用を学ぶ－借り手になったり貸し手になったりする、原則5、商業システムを解剖する－賢い消費者になる、原則6、「買い物療法」を避ける－消費は中毒である、原則7、祝い事を脱商業化する、原則8、時間を作る－働きすぎと浪費の悪循環に陥っていないか、原則9、政府介入で消費の歪みを調整する、の9つである³⁵⁾。

もちろん、消費が悪という極端な考え方をとる必要はない。急激な消費の減退は経済を停滞させ雇用へも悪影響が生じることは、ショア自身も認めることである。「資本の文明化作用」についてのマルクスの指摘にあるように、資本主義生産は労働や消費の種類をたえず発展させながら人間の欲望を豊かにし多様な潜在的能力を引き出していくものであることは忘れてはならないだろう。しかしながら、ゆきすぎた消費、歪んだ消費は改めなくてはならない。その点で、ショアの指摘には大いに共鳴できるものがある。

しかも、である。そのショアが、消費の減退が経済に悪影響を及ぼすのではないかとの

懸念を示す人たちに対して注目することを促している国がオランダであるとしたらどうだろうか。「脱物質主義指数」が高く、「パート革命」によって労働時間の減少と雇用の創出が進み、生み出された自由時間を使ってゆとりある生活を国民が選択しつつあるオランダへのショアの熱い眼差し³⁶⁾は、先に見た労働時間の大幅な短縮とBI保障とによって「ユートピア」を実現しようとするゴルツの熱い眼差しと交差しながら、BI構想の今後重要な示唆を与えてくれているのである。

おわりに

以上、「所得と労働の関係性」に着目してBI論の検討を行ってきた。そこから見えてくることは、BI保障が大幅な労働時間の短縮と手を携えて進められていくこと、あわせて失業者や不安定雇用者への教育－職業訓練保障による就労保障政策と自発的な社会セクター部門の活性化政策とが社会的に推進されること、そして、労働時間の短縮とゆとりある生活の実現によって「働きすぎと浪費の悪循環」を断ち切り「強制された浪費」に必要とされる所得額の引き下げを計っていくことが求められるということであった。こうして実現される労働と消費を含めた生活全般の人間化、これが所得と労働の関係に着目した場合に見えてくるBI論が切り開く福祉社会の展望である。

<注>

- 1) 小沢、2000a。
- 2) 同上で触れた文献の他、成瀬、1999はアトキンソンの参加所得論との関わりでベーシック・インカム論に言及し、フランスにおける社会的排

除と貧困とに抗する参入所得保障政策（RMI）を丹念に追った都留、2000にはRMI導入に至る過程で最低限所得保障（都留自身は明言していないがベーシック・インカムを意味している）を巡る論争が紹介されている。他に、武川、2001でも基本所得（BI）への関心が寄せられている。なお、Atkinson,1995の前半部分が『アトキンソン教授の福祉国家論Ⅰ』として翻訳出版されたが、後半部分に属する第15章にはベーシック・インカムの修正バージョンである参加所得論が展開されており翻訳書の続編が出版されればベーシック・インカム論への関心がさらに高まるものと思われる。

- 3) 小沢、2000a。
- 4) Brittan, 2000.
- 5) アトキンソンはBI保障の無条件性がE C各国の政府にその導入を躊躇させていると指摘している（Atkinson, 1998, pp.147-148）。小沢、2000b、参照。
- 6) Gorz, A., 1988, p.250（邦訳、1997、339-340ページ）。
- 7) Gorz, A., 1988, pp.251-252（邦訳、1997、341-342ページ）。
- 8) Gorz, A., 1992, p.182.
- 9) 小沢、2000 a .
- 10) Gorz, A., 1988, p.253（邦訳、1997、343-344ページ）。
- 11) Gorz, A., 1988, p.258（邦訳、1997、351ページ）。
- 12) ゴルツは、年間労働時間の基準を労働適齢期全体にまで拡張するアイデアについては、スウェーデンのレーンが提起した「長期休暇を年齢に関係なく自由に取ることができるようにし、その分を停年の先取りと計算して年金支給開始を遅らせる」という考え方から学んだと述べている。（Gorz, A., 1988, pp.258-259、邦訳、1997、351～352ページ）なお、スウェーデン型福祉国家におけるレーンの「自由選択社会」について

- は、宮本、1999、を参照。
- 13) Gorz, A., 1988, p.258 (邦訳、1997、350～351ページ)。
 - 14) Van Parijs, P.(ed.), 1992.
 - 15) Gorz, A., 1992, p.180.
 - 16) Gorz, A., 1997, p.123 (英訳、Gorz, A., 1999, p.72)。
 - 17) 社会的排除は、潜在能力の剥奪という (セン, A. の) 観点からすれば十全に社会生活を行うという機能を遂行する潜在能力の貧困として捉えること、すなわち貧困の発現形態として理解することができるのであり、「貧困」とは別の言葉をあえて用いることとなったのは「貧困」概念が通例は所得面に限定して理解されているためであるとの指摘は、小沢、2000 b。なお、UNDP (国連開発計画) 『人間発達報告書1998』から用いられている先進国向けの人間貧困指数 (HPI-2) には健康面、教育面、生活水準 (所得) 面の指数にプラスして1年以上に渡る長期失業者数が参加 - 社会的排除の指数として採用されている。
 - 18) Gorz, A., 1992, p.183.
 - 19) 小沢、2000 b。
 - 20) Rifkin, J., 1995, pp.258-267 (邦訳、1996、288～297ページ)。
 - 21) Gorz, A., 1997, pp.141-144 (英訳、Gorz, A., 1999, pp.85-87)。
 - 22) Gorz, A., 1997, pp.162-163 (英訳、Gorz, A., 1999, p.101)。
 - 23) 以下、オランダについての説明は、長坂、2000、による。
 - 24) 角橋、2001。
 - 25) UNDP, 1998, p.6 (邦訳、1998、8ページ)。
 - 26) UNDP, 1998, pp.60-61 (邦訳、1998、78～79ページ)。
 - 27) UNDP, 1998, p.6 (邦訳、1998、8ページ)。
 - 28) *ibid.*, (同上)。
 - 29) Smith, A., 1776, pp.821-822.
 - 30) Veblen, T., 1899.
 - 31) ガルブレイス、J.K., 邦訳、1978。
 - 32) Schor, J.B., 1991 (邦訳、1993)。
 - 33) Schor, J.B., 1998 (邦訳、2000)。
 - 34) 『人間発達報告書1998』は人間発達に結びつく消費パターンの再生を主張し、次の5つの目標を掲げる。すなわち、第一に、最貧層の消費水準の向上、第二に、環境破壊の抑制、資源利用効率の向上、再生可能資源の回復を図るような持続可能な消費パターンへの移行、第三に、情報、製品の安全性、必需品の入手についての消費者の権利の保護・促進、第四に、社会に悪影響を及ぼし不平等と貧困を促進させる消費パターンの抑制、そして第五には、環境破壊の抑制と貧困緩和のためのコストの公平な負担である。UNDP, 1998, p.8 (邦訳、1998、11ページ)。
 - 35) Schor, J.B., 1998, (邦訳、2000)、第6章「デイドロの教訓に学ぶ - 欲望の上昇を止める」。
 - 36) Schor, J.B., 1998, (邦訳、2000)、エピローグ。
* 本稿は、平成10年度～平成12年度文部省科学研究費補助金 (基盤研究C(2)、課題番号10630050、研究代表者:小沢修司) による成果の一部であり、社会政策学会第102回大会 (2001年5月26日、中央大学多摩キャンパス) における報告をもとに加筆したものである。

<文献>

- Atkinson, A.B. [1995], *Incomes and the Welfare State*, Cambridge. (邦訳 [2001]、丸谷冷史訳 『アトキンソン教授の福祉国家論 I』 晃洋書房)
- Atkinson, A. B. [1998], *Poverty in Europe*, Blackwell.
- Brittan, S. [2000], 'Stumbling towards a good idea', *Financial Times*, August 16 2000.
- Fitzpatrick, T. [1999], *Freedom and Security; An Introduction to the Basic Income Debate*,

- Macmillan.
- ガルブレイス、J.K., 邦訳 [1978]、鈴木哲太郎訳『ゆたかな社会 第三版』岩波書店。
- Gorz, A. [1988], *Métamorphoses du travail, Quête du sens: Critique de la raison économique*, Galilée, (邦訳[1997]、真下俊樹訳『労働のメタモルフォーズ 働くことの意味を求めて 経済的理性批判』緑風出版)。
- Gorz, A. [1991], *Capitalisme, Socialisme, Écologie*, Galilée, (英訳[1994], *Capitalism, Socialism, Ecology*, Verso, 邦訳 [1993]、杉村裕史訳『資本主義、社会主義、エコロジー』新評論)。
- Gorz, A. [1992], 'On the Difference between Society and Community, and Why Basic Income Cannot by Itself Confer Full Membership of Either', in Van Parijs, P.(ed.) [1992], *Arguing for Basic Income: Ethical Foundation for a Radical Reform*, Verso.
- Gorz, A. [1997], *Misères du présent, Richesse du possible*, Galilée, (英訳 [1999], *Reclaiming Work, Beyond the Wage-Based Society*, Polity Press)。
- Jordan, B. [1992], 'Basic Income and the Common Good', in Van Parijs, P.(ed.) [1992], *Arguing for Basic Income: Ethical Foundation for a Radical Reform*, Verso.
- 角橋徹也 [2001]、「オランダの男女平等社会実現へのシナリオ～アンペイドワークの社会経済政策～」『経済』No.67、90～105ページ。
- 宮本太郎 [1999]、『福祉国家という戦略～スウェーデンモデルの政治経済学～』法律文化社。
- 成瀬龍夫 [1999]、「ナショナル・ミニマムと社会保障改革」池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店、165～178ページ。
- 長坂寿久 [2000]、『オランダモデル』日本経済新聞社。
- 小沢修司 [2000 a]、「アンチ『福祉国家』の租税＝社会保障政策論～ベーシック・インカム論の新展開～」『福祉社会研究』第1号、2～11ページ。
- 小沢修司 [2000 b]、「貧困・社会的排除との闘いの新局面と21世紀『福祉国家』の課題」『経済科学通信』No.94、54～60ページ。
- Rifkin, J. [1995], *The End of Work*, A Tarcher/Putnam Book, (邦訳 [1996]、松浦雅之訳『大失業時代』TBSブリタニカ)。
- Schor, J.B. [1991], *The Overworked American; The Unexpected Decline of Leisure*, Basic Books, (邦訳 [1993]、森岡孝二・成瀬龍夫・青木圭介・川人博訳『働きすぎのアメリカ人』窓社)。
- Schor, J.B. [1998], *The Overspent American; Why We Want What We Don't Need*, Basic Books, (邦訳 [2000]、森岡孝二監訳『浪費するアメリカ人』岩波書店)。
- Sen, A. [1999], *Development as Freedom*, Oxford University Press, (邦訳 [2000]、石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社)。
- Smith, A. [1776], *The Wealth of Nations*, The Modern Library, New York, 1937.
- Standing, G. [1999], *Global Labour Flexibility*, Macmillan Press.
- 武川正吾 [2001]、『福祉社会～社会政策とその考え方～』有斐閣。
- 都留民子 [1999]、『フランスの貧困と社会保護～参入最低限所得 (RMI) への途とその経験～』法律文化社。
- UNDP [1998], *Human Development Report 1998*, Oxford University Press, (邦訳 [1998]、国連開発計画『人間開発報告書1998～消費パターンと人間開発～』国際協力出版会)。
- Van Parijs, P.(ed.) [1992], *Arguing for Basic Income: Ethical Foundation for a Radical Reform*, Verso.
- Veblen, T. [1899], *The Theory of the Leisure Class*, originally published in 1899, Transaction Publishers, 1992, (邦訳 [1961]、小原啓士訳『有閑階級の理論』岩波文庫)。